

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

●法人会（本部等主催）の行事

月	日	曜	内 容	
6	5	水	税の相談日	10.00～ 於：福岡中部法人会事務局
6	7	金	簡保総会	11.00～ 於：福岡ガーデンパレス
6	18	火	リスクマネジメントセミナー	14.00～ 於：福岡ガーデンパレス

月	日	曜	内 容	
6	19	水	リスクマネジメントセミナー	14.00～ 於：JR 博多シティ
6	19	水	税の相談日	10.00～ 於：福岡中部法人会事務局3

●青年部会の主行事

月	日	曜	内 容	
6	5	水	青年部会役員会	16.00～ 於：セントラルホテルアオカ
6	5	木	青年部会総会	17.00～ 於：セントラルホテルアオカ
6	12	木	女性部会総会	11.00～ 於：西鉄グランドホテル



〔I〕 税務カレンダー

6月の税務カレンダー

- 6月10日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
5月支払分給与に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金
等に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税の納期限
- 6月17日 ●所得税の予定納税額の該当者への通知期限
- 7月1日 ●4月決算法人
法人税、復興特別法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業
所税、法人住民税の確定申告期限・納期限
- 10月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税の中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の1月、4月、7月、10月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の1月、7月、10月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
- 個人の県民税・市町村民税の第1期分と均等割のみの場合の納期限（市町村によって期限が
異なる場合があります。）
- 国民健康保険税又は国民健康保険料第1期分納期限

〔Ⅱ〕知らないで損する税情報



役員退職給与一分掌変更による場合は実際に支払われたものであることが必要です！

税理士 衛藤政憲

5月、6月は、株主総会の季節であり、取締役等の役員の交代が行われ、この役員交代によって退職する役員に対しては、役員退職給与が支給されることとします。

そこで今回は、この役員退職給与の支給に関して、損金算入と源泉徴収事務に係る留意点等について確認しておきます。

1 役員退職給与の損金算入に係る留意点等

(1) 役員退職給与支給額の相当性

法人税法が損金算入を認める役員給与については、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与、退職給与のいずれも、その支給額がその役員に対する給与として過大ではないこと、つまり“相当な金額”であることが大前提とされています。

特に、役員退職給与については、その支給額の相当性を①役員としてその法人の業務に従事した期間、②退職の事情、③その法人と同業種で規模が類似する法人（以下「同業種類似規模法人」といいます。）の役員退職給与の支給状況等に照らして、税務署長が判断する旨規定されていますので、役員退職給与支給額の算定が“役員退職慰労金規程”に則って行われたものであったとしても、後の税務調査においてその支給額（“功労加算金”も含まれます。）の相当性について問題とされる可能性があることを承知しておく必要があります。

税務調査においては、「功績倍率法」、「1年当たり平均額法」といわれる方法（法定されたものではなく、判例等により合理的な方法として認められたものです。）により“不相当に高額な部分の金額”が算定されることとなりますが、いずれの方法においても同業種類似規模法人の役員退職給与の支給額から得られた数値を基にします。同業種類似規模法人の選定如何によって、結論が左右されることとなります。

結局のところ相当な金額かどうかは事後の問題ということになりますので、役員退職給与を支給する時点においては、支給額の算定根拠を議事録等において明確にしておくとともに適正な手続によっておくことが必要です。

なお、任期中の死亡退職に伴う適正な弔慰金は、退職給与には含まれません。

(2) 役員退職給与支給額の経理処理

役員退職給与の損金算入の時期については、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とされ、損金経理（損金とすることについて確定した決算において費用又は損失として経理することをいいます。）することは要件とされていません。ただし、支払った日の属する事業年度において損金の額に算入する場合には、その支払った額を損金経理することが要件とされています。したがって、土地等の現物を簿価のまま支給した経理処理を行っていた場合であっても、その土地等の簿価と時価との差額について申告調整さえすれば、時価による支給をしたものとして、問題はないということになります。

(3) 役員一分掌変更によるみなし退職

役員一分掌変更又は改選による再任に際して、①常勤役員が非常勤役員になったこと、②取締役が監査役になったこと、③分掌変更後における役員報酬がおおむね50%以下になったことなどのような事実に基づき退職給与を支給した場合、その支給額を役員退職給与として取り扱うこととされています。

この取扱いを受けるためには、単に定期給与としての役員給与の額を半分以下にすればよいということではなく、一定の事実に基づき、役員としての地位や職務内容が激変し、そのことによって経営上の主要な地位を失い、退職したと同様の状況にあると認められる場合において、その役員に対して実際に退職給与として支払われたものであることが必要です。ただし、資金繰り等の理由による一時的な未払金等への計上は認められません。

2 役員退職給与の源泉徴収事務に係る留意点等

(1) 特定役員退職手当等

役員等としての勤続年数が5年以下の者に平成25年1月1日以後に支払うべき「特定役員退職手当等」については、他の一般の退職手当のように退職所得控除後の金額を2分の1した金額を課税退職所得金額とするのではなく、退職所得控除後の金額をそのまま課税退職所得金額として、源泉徴収税額を計算することとされています。

この場合の役員等には、みなし役員や使用人兼務役員も含まれますので、役員等勤続年数5年以下の使用人兼務役員が、役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受ける退職手当等については、特定役員退職手当等に該当します。

なお、同一年中に特定役員退職手当等とそれ以外の一般退職手当等がある場合や2以上の特定役員退職手当等の支給を受ける場合等の退職所得の計算については所要の調整計算を行うこととなります。

(2) 退職所得の受給に関する申告書等の保存

平成25年1月1日以後提出すべき「退職所得の受給に関する申告書」については、給与所得者の源泉徴収に関する申告書と同様に、税務署長がその提出を求めるまでの間、その退職手当等の支払者がその申告書に係る提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存するものとされています。

また、平成25年1月1日以後提出すべき「退職所得申告書」の保存についてもその退職手当等の支払者がその申告書に係る提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存するものとされています。

※ 平成25年5月10日現在の法令通達等により記載しています。





平成 25 年度 相続税・贈与税の税制改正のポイント！！

税理士 山口俊昭

1. 改正の概要

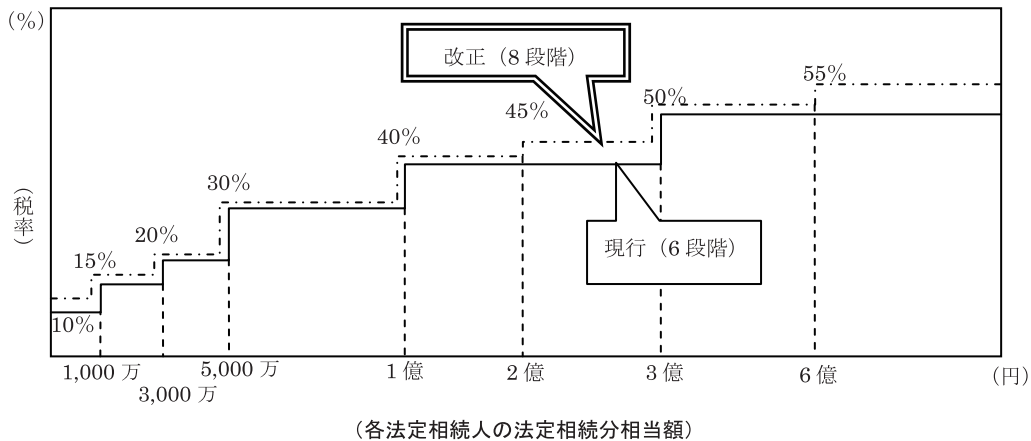
〔相続税〕

①基礎控除の引下げ（平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用）

現行	改正
5,000万円+1,000万円×法定相続人数	⇒ 3,000万円+600万円×法定相続人数

②税率構造の見直し（平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用）

現行	改正
6段階（最高税率 50%）	⇒ 8段階（最高税率 55%）



③未成年者控除・障害者控除の見直し（平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用）

	現行	改正
〔	・未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数 ⇒ 10万円×20歳に達するまでの年数
	・障害者控除	6万円（特別障害者：12万円） ⇒ 10万円（特別障害者：20万円） ×85歳に達するまでの年数 ×85歳に達するまでの年数



④小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

イ 居住用宅地の適用対象面積の見直し（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈について適用）

現行	改正
上限 240㎡	⇒ 上限 330㎡

ロ 居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈について適用）

現行、限定的に併用が認められている居住用宅地と事業用宅地について、完全併用（それぞれの限度面積（居住用：330㎡（改正後）、事業用：400㎡））に適用を拡大（貸付用除く）。

※事業用宅地とは、農機具置場（都市農業者）、店舗の敷地（個人事業者）など。

●居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化（平成 26 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈について適用）

- ◆二世帯住宅について、現行、建物内部で二世帯の居住スペースが繋がっていないと、特例の適用ができなかったところ、構造上の要件を撤廃する。
- ◆被相続人が老人ホームに入居した場合、老人ホームの終身利用権を取得しても空き家となっていた家屋の敷地については、一定の要件が満たされる場合に限り、特例の適用を認めることとする。

〔贈与税〕

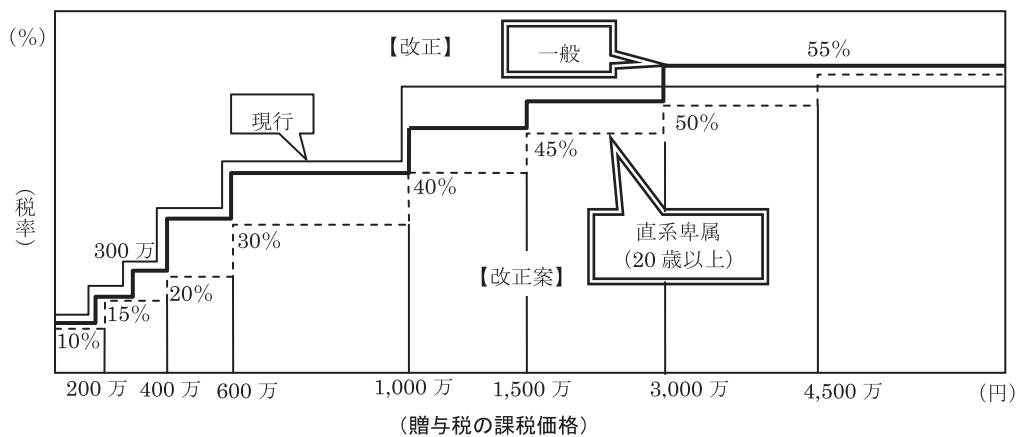
①税率構造の見直し（平成27年1月1日以後の贈与について適用）

現行	改正
6段階（最高税率 50%）	⇒ 8段階（最高税率 55%）

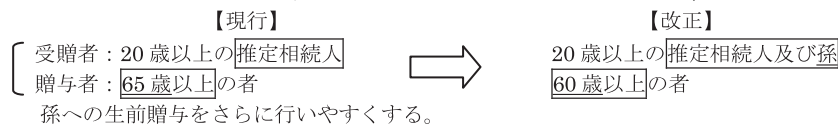
（歴年課税の税率）⇒2 類型

- 〔イ 一般の贈与に係る税率（一般税率）
- 〔ロ 直系尊属から 20 歳以上の者に対する贈与に係る税率を緩和（軽減税率）





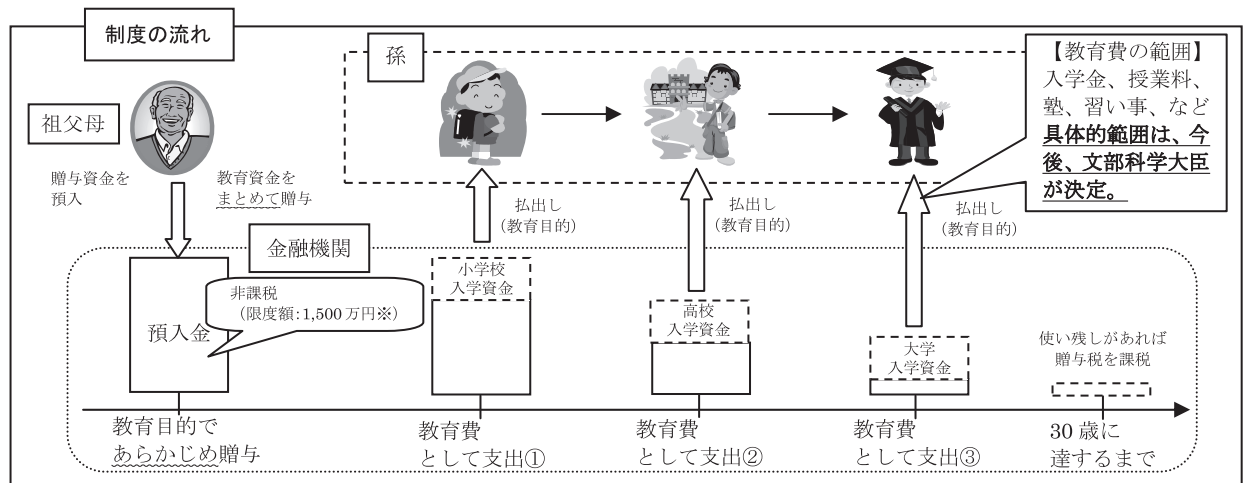
②相続時精算課税制度の対象者の見直し (平成27年1月1日以後の贈与について適用)



③教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

制度の概要

- 祖父母 (贈与者) は、金融機関に子・孫 (受贈者) 名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円※を非課税とする。複数回もOK。
- 教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。



※学校以外の者に支払われるものについては、500万円を限度とする。

(以上出典は「自由民主党税制調査会資料」)

2. 改正の留意事項とチェックポイント

①相続税の基礎控除の引き下げと税率構造の見直し

☞チェックポイント

- ・配偶者の税額軽減規定に変更はない。
- ・配偶者のいない二次相続においては、税額の増加に影響することから、一次相続時において二次相続を見据えた対応が必要。
- ・小規模宅地等の特例及び広大地の適用可否が重要

②相続時精算課税制度の対象者の見直し

☞チェックポイント

- ・相続時精算課税制度の適用範囲が拡充されるが相続税の基礎控除の引下げ等により、相続税が課税される範囲が広がる。
- ・将来の相続時の課税に配慮した対応が必要。既に相続時精算課税を使っている者は贈与者が死亡した場合、税額がどうなるか見直しが必要。
- ・祖父母から孫への贈与は、通常相続時点で遺贈となり祖父母の相続時に精算される。(2割加算の対象となり、基礎控除の人数にも入らない。)

